

# 世田谷区民営自転車等駐車場育成補助金のご案内

## 1 補助の対象となる事業

- ① 民営自転車等駐車場の設置事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの
- ② 下記の表に掲げる期間以上補助事業を行う者
- ③ 他の補助金の交付を受けていない者
- ④ 申請年度の2月までに申請～請求の一連の手続きを終えることができる事業

構 造		交付上限額	最小運営期間(年)
平置式	(1) 舗装路面、フェンス又は簡易自転車ラックの設備を有するもの((2)に掲げる設備を有するものを除く)	500 万円	3
	(2) 管理人室、屋根又は二段式自転車ラックの設備を有するもの		5
立体自走式		1,000 万円	7
立体機械式			10

## 2 補助金額

- ① 民営自転車等駐車場の建設部分に要した費用のうち、建設当初に要した経費の3分の1以内の額とする
- ② ①の範囲内かつ申請年度の予算額の範囲内の額とする
- ③ 対象経費は下記表に掲げるものとする

建設部分に要した経費
1 舗装
2 ラック等
3 金網・柵等
4 照明器具
5 表示板・案内板
6 屋根・(立体式の場合)建物
7 事務所(管理棟)・倉庫
8 コイン式駐輪装置
9 料金収納機
10 上記のほか、自転車等駐車場として必要な施設

### 3 申請手続き

#### ■申請～交付手続き

##### (1)整備計画の事前相談

- ・計画が助成の対象となるか確認します。窓口で承りますので工事図面など工事の内容がわかる資料を持参してください。

##### (2)補助金交付申請書(第1号様式)の提出

- ・工事着手前に、関係書類を添えて申請書を提出してください。補助金交付申請書の内容を審査し、区から補助金交付決定通知書を申請者の方に送付します。

#### 【ご注意ください】

計画書「工事期間」は実際の工事完了ではなく、「(5)実績報告書兼完了届」の提出を考慮した期間を記載してください。これには領収書などの添付が必須となるので、それらの書類準備期間を考慮してください。

##### (3)工事着手届(第4号様式)の提出

##### (4)整備工事

##### (5)実績報告書兼完了届(第10号様式)の提出

- ・工事の完了写真、領収書写しなどの必要書類を添えて、実績報告書を提出してください。実績報告書を審査、現場確認を行います。補助金の額を確定後、通知します。

##### (6)補助金交付請求書(13号様式)の提出

- ・補助金確定額を記入の上、請求書を提出してください。
- ・世田谷区より補助金をご指定の口座に振り込みます。

#### ■申請後に事業内容に変更が生じた場合

##### (1)補助申請額の変更、事業内容の変更、事業の中止

変更・中止・廃止承認申請書(5号様式)の提出が必要です。

##### (2)期間内に工事が完了しない場合(期間内に10号様式が提出できない場合)

事故報告書(7号様式)の提出が必要です。遂行命令通知書(第7号様式)により通知します。

※(1)・(2)いずれの場合も変更が生じた時点で早急にご連絡ください。

#### ■補助金交付後、運営義務期間内に事業を廃止する場合

補助事業の廃止、他目的で利用する場合は財産処分承認申請書(15号様式)を提出し、承認が必要です。交付決定取消通知書により補助金の返還を求める場合があります。

※詳しくは下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

交通安全自転車課

電話 03-6432-7967(直通) ファクシミリ 03-6432-7996

## 世田谷区民営自転車等駐車場育成補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、世田谷区自転車条例（昭和59年3月、世田谷区条例第14号）第27条の規定に基づき、民営自転車等駐車場育成補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民営自転車等駐車場の設置事業で、自転車等の放置防止に寄与するものとする。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1に掲げる期間以上補助事業を行う者で、当該事業において、他の補助金の交付を受けていない者とする。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、民営自転車等駐車場の建設部分に要した経費のうち、建設当初に要した経費の3分の1以内の額とする。

ただし、別表第1に掲げる平置式の自転車等駐車場にあつては500万円、立体自走式及び立体機械式の自転車等駐車場にあつては1,000万円を限度とする。

2 前項による補助金の交付額は、予算の定める額を限度とする。

3 第1項に定める建設部分に要した経費は、別表第2のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者をして、民営自転車等駐車場育成補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付けた条件を民営自転車等駐車場育成補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を民営自転車等駐車場育成補助金不交付通知書（第3号様式）により、速やかに申請をした補助事業者に通知しなけれ

ばならない。

(工事の着手)

第7条 区長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、補助事業者をして速やかに工事に着手させるとともに、民営自転車等駐車場育成補助金補助事業着手届(第4号様式)を区長に提出させなければならない。

(補助事業の変更の承認)

第8条 区長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ民営自転車等駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第5号様式)により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を民営自転車等駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認書(第6号様式)により、申請をした補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第9条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者をして民営自転車等駐車場育成補助金補助事業事故報告書(第7号様式)により報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

(遂行命令等)

第10条 区長は、補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者にこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを民営自転車等駐車場育成補助金補助事業遂行命令通知書(第8号様式)により命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停

止を当該補助事業者に民営自転車等駐車場育成補助金補助事業停止命令通知書（第9号様式）により命ずるものとする。

（実績報告）

第11条 区長は、補助事業が完了したとき（第8条第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）は、速やかに補助事業者をして民営自転車等駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届（第10号様式。以下「実績報告書」という。）を提出させなければならない。

2 区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための措置）

第12条 区長は、前条第2項による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して民営自転車等駐車場育成補助金補助事業是正命令通知書（第11号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者をしてその結果を実績報告書により報告させなければならない。

（補助金の交付）

第13条 区長は、実績報告書の内容及びその報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合したと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営自転車等駐車場育成補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第14条 区長は、前条の通知をしたときは、速やかに補助事業者をして民営自転車等駐車場育成補助金交付申請書（第13号様式）を提出させるものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、30日以内に当該請求に係る補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第11条の実績報告による補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第5条の交付申請の内容を下回るとき。
- (4) 前3号ほか、補助金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該補助事業者に対し、民営自転車等駐車場育成補助金交付決定取消通知書（第14号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、取消通知書により期限を定めてその返還を補助事業者に命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第15条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(延滞金の納付と控除)

第18条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第19条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規程に基づき交付されている補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産処分の制限)

第20条 区長は、補助事業者が補助事業により取得した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、当該補助事業者をして民営自転車等駐車場育成補助金財産処分承認申請書（第15号様式）によりあらかじめ承認を受けさせなければならない。ただし、別表第1右欄に掲げる補助事業期間を経過した場合はこの限りではない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分の承認をしたときは、その旨を民営自転車等駐車場育成補助金財産処分承認書（別記第16号様式）により申請をした補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

構 造		期間(年)
平 置 式	(1) 舗装路面、フェンス又は簡易自転車ラック の設備を有するもの (2)に掲げる設備を有するものを除く)	3
	(2) 管理人室、屋根又は二段式自転車ラック の設備を有するもの	5
立 体 自 走 式		7
立 体 機 械 式		10



別表第2（第4条関係）

建設部分に要した経費	
1	舗装
2	ラック等
3	金網・柵等
4	照明器具
5	表示板・案内板
6	屋根・（立体式の場合）建物
7	事務所（管理棟）・倉庫
8	コイン式駐輪装置
9	料金収納機
10	上記のほか、自転車等駐車場として必要な施設

## 民営自転車等駐車場育成補助金交付申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者 住 所

氏 名 ⑩

民営自転車等駐車場育成補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

### 記

1. 補助事業の内容 別紙補助事業計画書記載のとおり
2. 補助金交付申請額
3. 添付書類
  - (1) 民営自転車等駐車場補助事業計画書
  - (2) 予算見積書
  - (3) 設計図
  - (4) その他区長が必要と認める書類
4. 他の補助金受給の有無  
有 ・ 無

※ 申請者が法人等にあつては、名称、主たる事務所及び代表者の氏名を記入

連絡先
担当者名 電 話

世田谷区では、世田谷区暴力団排除活動推進条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保等に努めております。

そのため、暴力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、補助金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消し、また、関係機関からの意見聴取を行うことがあります。

民営自転車等駐車場育成補助金補助事業計画書

第1号様式の別紙

補助事業者

設 置 場 所	
土 地 所 有 者	
構 造	
規 模	
工 事 期 間	
補助事業に要する経費	
経費の配分・用途 及び算出基礎	
補 助 金 申 請 額	
開 設 期 間	
運 営 方 法	
備 考	

## 民営自転車等駐車場育成補助金交付申請 添付書類

1. 民営自転車等駐車場補助事業計画書
2. 予算見積書  
※精算機・駐輪ラック・舗装費など、設置する機器、作業内容、数量を詳細に記載すること。
3. 設計図  
※見積書の内容(工作物等)が確認できる図面。
4. 地図（案内図）
5. 駐輪機配置図(2. 設計図と兼ねても可)
6. 登記簿、地積測量図
7. 土地所有者との賃貸借契約書
8. 予定地の写真
9. 相手方登録の確認（無ければ申請書）

第4号様式（第7条関係）

民営自転車等駐車場育成補助金補助事業着手届

年 月 日

世田谷区長 へ

補助事業者 住所

氏名

印

年 月 日付 世 第 号で交付決定通知を受けた民営自転車等  
駐車場育成補助金に係る補助事業について、年 月 日をもって着手い  
たします。

※ 補助事業者が法人等にあつては、名称、主たる  
事務所及び代表者の氏名を記入

民営自転車等駐車場育成補助金補助事業  
変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

補助事業者 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付 世 第 号で交付決定通知を受けた民営自転車等駐車場育成補助金に係る補助事業を変更・中止・廃止したいので申請します。

記

1. 変更内容 別紙補助事業変更計画書のとおり
2. 変更・中止・廃止の理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
4. 中止・廃止後の措置
5. 中止の期間

- (注) ① 変更の場合は、4、5には記載しないこと  
② 中止又は廃止の場合は、1、3には記載しないこと

※補助事業者が法人等  
にあつては、名称、主たる  
事務所、及び代表  
者の氏名を記入

民営自転車等駐車場育成補助金補助事業変更計画書

第5号様式の別紙

補助事業者

	当 初 計 画	変 更 計 画
設 置 場 所		
土 地 所 有 者		
構 造		
規 模		
工 事 期 間		
補助事業に要する経費		
経費の配分・用途 及び算出基礎		
補 助 金 申 請 額		
開 設 期 間		
運 営 方 法		
備 考		

第7号様式（第9条関係）

## 民営自転車等駐車場育成補助金補助事業事故報告書

年 月 日

世田谷区長 へ

補助事業者 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付 世 第 号をもって交付決定を受けた民営  
自転車等駐車場育成補助金に係る補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の内容
2. 理由
3. 事故に対する措置
4. 事故が補助事業に及ぼす影響
5. 備考

（※補助事業者が法人等にあつては、名称、  
主たる事務所及び代表者の氏名を記入）



民営自転車等駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届

年 月 日

世田谷区長あて

補助事業者 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付 世 第 号で通知を受けた民営自転車等駐車場育成補助金に係る補助事業が完了いたしましたので、実績を下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の成果 別紙補助事業実績報告書のとおり
2. 添付書類
  - (1) 補助事業実績報告書
  - (2) 領収書等証憑書類
  - (3) その他区長が必要と認める書類

〔※補助事業者が法人等にあたっては、名称、主たる  
事務所及び代表者の氏名を記入〕

民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書

第10号様式の別紙

補助事業者

設 置 場 所	
土 地 所 有 者	
構 造	
規 模	
工 事 期 間	
補助事業に要した経費	
経費の配分・用途 及び算出基礎	
補 助 金 申 請 額	
開 設 期 間	
運 営 方 法	
備 考	

実績報告書兼完了届 添付書類

1. 民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書(A 3)
2. 領収書、請求書及び内訳書
3. 施工写真、工事完了写真

第13号様式（第14条関係）

民営自転車等駐車場育成補助金交付請求書

年 月 日

世田谷区長 へ

補助事業者 住 所

氏 名

⑩

年 月 日付 世 第 号 で交付決定通知を受けた民営自転車等駐車場育成補助金について下記のとおり請求いたします。

記

金

円

第15号様式（第20条関係）

民営自転車等駐車場育成補助金財産処分承認申請書

年 月 日

世 田 谷 区 長 あて

補助事業者 住 所  
氏 名

印

年 月 日付 世 第 号で通知を受けた民営自転車等駐車場育成補助金に係る財産を処分したいので申請します。

記

1. 処分しようとする財産及び処分の理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

(注) 処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。

2. 処分の相手方

氏 名 (名称及び代表者の氏名)	住 所	使用の目的及び条件